

川崎市告示第563号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第21条の5の2第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和7年11月7日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社ドリーム・ファウン デーション	ハッピーテラス幸教室	川崎市幸区南加瀬 4 - 2 6 - 3 ガーデンハウス新川崎 1 階	児童発達支援	令和 7 年 8 月 1 日	1455100543
株式会社川崎優祥会	優祥会ガーデン高津新作	川崎市高津区新作 4 - 1 2 - 6 FMビル 3 階	児童発達支援	令和 7 年 8 月 1 日	1455300754
株式会社川崎優祥会	優祥会ガーデン高津新作	川崎市高津区新作 4 - 1 2 - 6 FMビル 3 階	放課後等デイサービス	令和 7 年 8 月 1 日	1455300754